

社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインの改訂ポイント

建設業界において、適切な法定福利費を負担しない保険未加入企業が存在することにより、関係法令を遵守して適正に法定福利費を負担する事業者ほど競争上不利になる矛盾や労働者の公的保証が確保されないということをなくすため、国土交通省が行政機関や元請下請建設業者団体等において社会保険の加入対策を行ってきました。

令和2年10月からは社会保険の加入が建設業の許可・更新の要件とされたり、施工体制台帳に社会保険の加入状況の記載が必要となったりと進んできました。

しかし、社会保険加入対策や労働関係法令規制の強化に伴い法定福利費等の削減を意図して技能者の一人親方化が進んでしまいました。

その実態をうけ、建設業界として取り組むべき道筋と一人親方の位置づけの確認等の改定が「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」に令和4年4月1日より加わりました。

その内容はお配りした資料をご覧ください。

請け負った工事に対し自らの技能と責任で完成させることのできる個人事業主を一人親方として扱うこと。

現状の一人親方の中で10代の方や経験年数3年未満の方は処遇改善や技能向上の観点から雇用関係への誘導をしていくこと。

たとえ請負契約を結んでいる一人親方であっても、働き方自己診断チェックリストを活用し雇用労働者に当てはまる働き方をしている人は雇用関係へと誘導していくこと。

一人親方と請負契約を結ぶ場合は建設業法を遵守し、見積書を事前に交わし、書面契約の徹底をし、請負金額には雇い入れている同種の社員の賃金に必要な経費を加えた適切な報酬が支払われるように努めること

元請企業は下請け企業に対し一人親方との関係を記載した再下請負通知書及び請負契約書の提出を求め、現場での実態はどうかの確認を行うこと。

以上が改定により追加された内容です。再度各社の一人親方の見直し、適切な社会保険の加入に引き続きご協力の程宜しくお願い致します

2022年7月

山本建設工業株式会社